

# 第十回 参議院郵政委員会議録第六号

昭和二十六年三月三十日(金曜日)午前  
十時四十五分開会

本日の会議に付した事件

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便貯金法に基づいて保管する証券の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便法(内閣提出、衆議院送付)

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大野幸一君) これより委員会を開きます。

本日は郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便貯金法に基づいて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案及び郵便法の一部を改正する法律案を一括議題とすることにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大野幸一君) 御異議ないと認めます。なお郵便法の一部を改正する法律案についてお手許に配付いたしましたように衆議院において修正されました。質疑のありますかたは御質疑を順次お願いいたします。

○石坂豊一君 郵便貯金預入制限額引上げに関する件に關しまして、現行の預入最高制限額三万円は現在の物価情勢乃至貯金奨励の觀点よりしまして低いように考えますが、これを引上げる

必要があると思うが、政府において如何にお考えになつておられますか。

○政府委員(白根玉喜君) 仰せの通りに、現在郵便貯金の総額制限が三万円程度であるということにつきましては、現在の経済から見ましても仰せのように低過ぎるのでございます。かよう

な状況におきましては、仰せのように郵便貯金の奨励の面からいたしましても、貯金者の郵便貯金の利用の幅の面からいたしましても低過ぎると存ずる

のでありますけれども、何としましても國民の長い間の習慣及びやはり信頼感の

点から、郵便貯金のほうに、いまよ

つと普及の態勢をとりますれば、相当

額を皆持つて行くのです。殊に銀行あ

たりは無利子で以てただ一時保管する

いたしましては、これを少くとも八万円乃至十万円程度に引上げたいと存じ

まして、いろいろ関係方面と折衝いた

しておつたのでござりますが、この郵

便貯金の総額制限と、それから御承知のようによく現行法には或いは協同組合等

におきましても、貯蓄組合の斡旋によ

る貯金につきましても、郵便貯金と同

じに三万円以下で而も無税になつてお

るのでござります。この両者につきま

して何とかいたしまして八万円乃至十

万円に引上げたい、かようには存じまし

ございます。

○石坂豊一君 重ねて伺います。が、貯

私、農村などに住んでおりますが、貯

金につきましては、農業協同組合等が

ありますけれども、何としましても國

民の長い間の習慣及びやはり信頼感の

点から、郵便貯金のほうに、いまよ

つと普及の態勢をとりますれば、相当

額を皆持つて行くのです。殊に銀行あ

たりは無利子で以てただ一時保管する

いたしましては、これを少くとも八万

円乃至十万円程度に引上げたいと存じ

まして、いろいろ関係方面と折衝いた

しておつたのでござりますが、この郵

便貯金の総額制限と、それから御承知のようによく現行法には或いは協同組合等

におきましても、貯蓄組合の斡旋によ

る貯金につきましても、郵便貯金と同

じに三万円以下で而も無税になつてお

るのですが、主として税等の関係からい

て貯蓄組合のほうは大蔵省から郵便

金につきましては、これまでのところ

は困難な状勢にありますのでございま

して、又事業経営の面からいたしまして

お話しのように財源の許す限り、又関

係方面とも了承が得られる限りにおき

ましては、できるだけ大衆預金である

郵便貯金、而も普通貯金の利子の引上

げも可能な限り努力いたしたいと存

じますが、只今の段階ではこれを改正

する段階まで行き得ないのを遺憾とい

うか。

○政府委員(白根玉喜君) 将来に亘り

ましてはそういう取扱を廃止いたしま

して、簡素化を図りたいと存ずるので

ございますが、すでに契約いたしまし

て動いておるものにつきましては、附

則によりまして従来通りにやることに相成つております。

○委員長(大野幸一君) 私からよつ

とお尋ねいたします。郵政大臣にお尋

ねいたしますが、日曜休日における郵

便配達の休止については、目下二百有

余の局で試験的に実施しております

が、本件に関しては東京都会その他

種々の方面から反対の陳情があるのみ

ならず、配達休止の事業経済的効果に

ついても検討を要するものが多分にあ

るので、これを全国的に実施することは容易ならざる影響を引起するものと思ひます。よつて政府は配達休止の全国的実施をなすような場合においては、あらかじめ郵政委員会に連絡をとり、十分国会の意旨を尊重すべきであると思ひますが、これに関する郵政大臣の御意見が伺いたい。

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○國務大臣(田村文吉君) 日曜配達の問題につきましては、先般采申上げましたように、現在の過程におきましては、これを調査検討いたしておる状況にあるのでありますし、これが実施につきましては、なお慎重に三ヶ月間試験的にやりましたものの成績を考え、且つ又世論の調査もしつかりとした機関によつてこれを行うように今着手いたしております。無論国会の御意旨を十分に尊重したい、という考え方でありますので、今後ともこれにつきましての問題は機会を捉えて御相談を申上げるようして行きたい、こういうふうに考えております。

○委員長(大野幸一君) ほかに御質問ありませんか。

○委員長(大野幸一君) 全会一致でござります。よつて郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案及び郵便法の一部を改正する法律案を原案通り可決することになります。

○委員長(大野幸一君) 署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認めます。それで本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二分散会  
出席者は左の通り。

委員長	大野 幸一君
理事	中川 幸平君
	石坂 豊一君
	柏木 庫治君

委員	池田七郎 兵衛君
	城 義臣君
	深川タマエ君

國務大臣	田村 文吉君
	白根 玉喜君
	金丸 徳重君

郵政委員會	郵政大臣電 気通信大臣
	生田 武夫君
	勝矢 和三君

事務局側	常任委員 会専門員 会専門員 常任委員
	田村 文吉君
	白根 玉喜君
	金丸 徳重君

○委員長(大野幸一君)	○委員長(大野幸一君)
御異議ないと認めます。それでは質疑は尽きたものと認めまして、討論に入ります。御意見のおありのかたはそれゞゞ質否を明らかにしてお述べを願います。……別に御意見もないようございますが、討論は終結したものと認めて、御異議を可とされたかたは順次御署名をお願	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	

○委員長(大野幸一君) 御異議ないと認めます。それでは質疑は尽きたものと認めまして、討論に入ります。御意見のおありのかたはそれゞゞ質否を明らかにしてお述べを願います。……別に御意見もないようございますが、討論は終結したものと認めて、御異議を可とされたかたは順次御署名をお願

いたします。

多數意見者署名

中川 幸平 柏木 康治

石坂 豊一 池田七郎 兵衛

城 義臣 深川タマエ

律案(予備審査のための付託は  
二月二十八日)

一、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十八日)

二、郵便法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

るのと認めます。それではこれより採決に入れます。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一括して採決いたします。右の四法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(大野幸一君) 全会一致でござります。よつて郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便法の一部を改正する法律案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第二百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において四法律案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表决の結果を報告することとし、御承認願うことに御異議ございませんか。

○委員長(大野幸一君) 御異議ないと認めます。それでは質疑は尽きたものと認めまして、討論に入ります。御意見のおありのかたはそれゞゞ質否を明らかにしてお述べを願います。……別に御意見もないようございますが、討論は終結したものと認めて、御異議を可とされたかたは順次御署名をお願

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大野幸一君) 御異議ないと認めます。それでは質疑は尽きたものと認めまして、委員長が議院に提出する報告書の件につき多数意見者の署名を附すことになりますから、四法律案(予備審査のための付託は二月二十八日)

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十八日)